

賃貸オーナーの強い味方 大野会計事務所

不動産に強い税理士事務所として、相続対策・相続税申告の実績を多く積んでいます。税金面だけでなく、満室経営のノウハウや不動産の目利きとしてのアドバイスもできます



元国税調査官。法人税調査官として16年の在職中に大阪国税局長表彰、税務署長表彰、监察部長表彰等を受ける。相続対策・事業承継対策に長け、セミナー講師としても活躍

**マンションオーナーとして
的確なアドバイスをする**

賃貸マンションオーナーでもある所長の大野修が、長年培った経験を踏まえ、クライアントの立場に立つた節税対策や事業承継対策をアドバイスします。

クライアントの8割が賃貸オーナーですが、同じオーナーとして悩みも共通。だから、辛いところに手届くアドバイスができるのです。

申告漏れにならないポイントを押さえたアドバイスができます。全案件に必ず所長が関与し、担当スタッフとの二人体制でクライアントの悩みに幅広く応えます。

もちろん、実績に胡坐をかくことなく、税法・税制は頻繁に変わることで、知識のバージョンアップはスタッフとともに欠かさず行っています。

さらに所長は元国税局税務調査官で、税務調査に強いことも人気の秘密です。

クライアントの人生の 良き伴走者であり続けたい

「お客様が何を求めていらっしゃるか」「どういう方法が最良か」を常に念頭に置いて考え、実行しています。

数年前に関与した相続税申告の例を紹介します。

「全財産を○○（依頼人）に残す」という公正証書遺言があつたにもかかわらず、その他の親族の方から遺産の要求があつたケースもあります。

本来なら遺留分を、というところですが、不動産がほとんどの財産であつたためその算出が難しく、話し合いで難航。最初は険悪な雰囲気でしたが、私のことを敵視していた親

族の方が、何度もお会いしてその方にとってのメリット・デメリットについても説明をするなどしていくうちに、だんだんと信頼してくださるようになり、場が和やかになつていき、最後は納得していただいて期限内に申告を済ますことができました。

また、依頼人の方が相続は初めてだったので、話し合いに臨むにあたつての心構えや注意事項など細かくアドバイスをさせていただいたのですが、被相続人のご遺志とご家族を守らなければ、という強い使命感からでしきう、申告が終わる頃にはそれが必要がないほど頼もしくなられたのが嬉しく、印象に残っています。

相続対策はお金の面だけでなく、ご家族の幸せを第一に考えることが大切です。財産は争族に発展しかねない不動産に偏らないようバランスを考え、納税のための金融資産をしっかり確保することをお勧めします。

◆事務所データ

代表者：大野 修
創業：2000年7月
所 属：近畿税理士会
職員数：6名
所在地：大阪府大阪市北区豊崎3-19-3
ビアスター601B
電話番号：06-6376-1281
H P：<http://www.o-kaikei.net/>



スタッフのレベルの高さとチームワークの良さが自慢。税理士3名、CFP1名、1級FP技能士2名、全員が専門資格を持つ税務のプロ集団です